

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年12月1日（平成28年（行情）諮問第704号）

答申日：平成29年11月16日（平成29年度（行情）答申第322号）

事件名：「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」の担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』の担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる239文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月16日付け防官文第9701号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写して

いるか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる。

本件対象文書が本来の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるので、改めて特定すべきである。

（2）意見書

ア 処分庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが平成28年7月1日付け書状及び同年7月15日付け書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、処分庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに、その情報について開示決定等をやり直すべきである。

イ 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定・開示されなければならない。

本件審査請求と同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また諮問庁も過去における開示決定（平成25年12月25日付け防官文第17119号）でWordファイルを特定・明示しているので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として内閣官房国家安全保障局から本件対象文書が移送された。

本件開示請求については、平成27年5月15日付け（同月18日付け受理）で内閣官房国家安全保障局長宛てに開示請求があり、法11条を適用して平成28年5月16日まで開示決定等の期限を延長し、まず、平成27年7月17日付け閣安保第365号により、内閣官房国家安全保障局長が先行開示文書について開示決定処分を行った後、法12条1項の規定により平成28年5月13日付け閣安保第307号により処分庁宛てに開示請求が移送され、平成28年5月16日付け防官文第9701号により、本件対象文書について法5条6号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

(2) 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙2のとおりである。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

イ 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

エ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙2のとおり同条3号（ママ）及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「本件対象文書が本来の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるので、改めて特定すべきである。」と主張し、改めて特定するよう求めるが、ファイル数の特定に誤りはない。

カ 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

- (1) 理由説明書（上記（3）ア）で、「本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。」を「本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式若しくはPDFファ

イル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり両形式の電磁的記録を特定している。」に訂正する。

- (2) 文書218及び文書231の不開示部分には職員の連絡先に関する情報が記載されており、公にすることにより緊急用及び部内外の電話番号が明らかとなれば、いたずらや偽計等に使用される等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示としたが、職員の自宅の電話番号については、個人に関する情報でもあって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号の不開示事由を追加する。

また、当該不開示部分には、職員のメールアドレスは記載されていないことから、公にすることにより、部外者により虚偽又は大量の情報が送信されるおそれがある旨の不開示事由を削除する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成28年12月1日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月12日 | 審議 |
| ④ | 平成29年1月10日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年10月4日 | 諮問庁から補充理由説明書(1)を收受 |
| ⑥ | 同月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ | 同月30日 | 諮問庁から補充理由説明書(2)を收受 |
| ⑧ | 同年11月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる239文書である。

審査請求人は、原処分取消し並びに本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（以下「支援法」という。）の担当部局が行政文書ファイルにつづった文書であ

る。

支援法は、いわゆる平和安全法制関連2法の一つであり、内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省等が協力して法案の策定作業を行った。

イ 本件対象文書のうち、別紙1の文書154ないし文書156、文書216、文書217、文書219ないし文書230及び文書232ないし文書239については、いわゆる文書作成ソフトによるデータを保有しており、本件請求文書に該当する文書としてこれらを特定している。

ウ しかし、文書1ないし文書153、文書157ないし文書215、文書218及び文書231については、内閣官房国家安全保障局から入手したPDF形式の電磁的記録を特定したものであり、それ以外に電磁的記録は保有していない。すなわち、支援法については、法案の成立以前は同局が所管していたが、法案の成立後に防衛省に移管され、これらの文書の電磁的記録を同局から入手したものである。

(2) 文書1ないし文書153、文書157ないし文書215、文書218及び文書231の電磁的記録の入手経緯に係る諮問庁の上記(1)ウの説明を踏まえると、これらの文書について、PDF形式の電磁的記録以外の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)ウの説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 個人に関する情報について

文書218及び文書231には、職員の自宅の電話番号が記載されている。

当該部分については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きイないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められ、法6条2項による部分開示の余地はないことから、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 行政機関の直通電話番号、電子メールアドレス等について

文書135、文書142、文書147、文書157、文書158、文書218及び文書231(それぞれの職員の自宅の電話番号部分を除く。)には、行政機関の直通電話番号若しくはファックス番号又は担当者の内線番号若しくは電子メールアドレスが記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用さ

れ、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

なお、上記第3の1(3)エにいう理由説明書において、法5条3号に該当することから当該部分を不開示としたとの説明は誤りであるとのことである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

- 別紙 1
- 文書 1 国際社会の平和及び安全を確保するための諸外国の軍隊等に対する支援に関する法律（仮称）
- 文書 2 捜索救助活動中の協力支援活動の具体的内容について（国際平和支援法案）（平成 27 年 3 月 12 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 3 後方支援新法（政令への委任）内閣法制局説明用資料（平成 27 年 3 月〇〇日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 4 本法案において手当に関する規定を設けない理由（平成 27 年 3 月 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 5 武器使用規定
- 文書 6 第一条（目的）：国際支援協力法（国際協力に関連する法律の目的規定の例）（平成 27 年 3 月 17 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 7 【案】国際平和支援法（仮称）（物品の提供）内閣法制局説明用資料（平成 27 年 3 月 17 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 8 協力支援活動としての物品の提供（役務の提供との関係）について（国際平和支援法案）（平成 27 年 3 月 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 9 国際社会の平和及び安全を確保するための諸外国の軍隊等に対する支援等に関する法律（仮称）
- 文書 10 「基地に関する業務」について（米軍行動関連措置法，周辺事態安全確保法，自衛隊法，国際平和協力法，国際平和支援法案共通）（平成 27 年 3 月 19 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 11 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去その他の国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律（仮称）
- 文書 12 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去その他の国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律（仮称）
- 文書 13 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去その他の国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律（仮称）
- 文書 14 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去その他の国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律（仮称）

- 文書 1 5 「協力支援活動の実施に当たって」と規定する意味について（第 1 2 条関連）（2 7 . 3 . 2 4 内閣官房 国家安全保障局）
- 文書 1 6 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去その他の国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 1 7 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 1 8 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために他の国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 1 9 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 2 0 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律 用例集（内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 2 1 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 2 2 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 2 3 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 2 4 国会の承認に期間制限を設ける閣法の令について（平成 2 7 年 4 月 2 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 2 5 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 2 6 国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去のために国際連合憲章の目的達成に合致して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する措置に関する法律
- 文書 2 7 ①「対処」ではなく「対応」の用語を使用することについて（第 1 条等関係）（平成 2 7 年 4 月 3 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）

- 文書 2 8 国際平和共同対処事態に際して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する協力支援活動等に関する法律（追加用例）
- 文書 2 9 国際平和共同対処事態に際して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する協力支援活動等に関する法律
- 文書 3 0 国際平和共同対処事態に際して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する協力支援活動等に関する法律
- 文書 3 1 国際平和共同対処事態に際して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する協力支援活動等に関する法律
- 文書 3 2 国際平和共同対処事態に際して行われる諸外国の活動に対して我が国が実施する協力支援活動等に関する法律
- 文書 3 3 ①継続審査等の流れについて（第 5 条及び第 6 条関係）（平成 2 7 年 4 月 7 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 3 4 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（追加用例）
- 文書 3 5 「国会の関与については、対応措置の実施につき国会の事前承認を基本とすること」に関する立法例
- 文書 3 6 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律
- 文書 3 7 基本計画に記載する事項について（第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号関係）（平成 2 7 年 4 月 9 日 内閣官房国家安全保障局 国際平和協力法制班）
- 文書 3 8 「（・・・をいう。以下同じ。）」等の規定に関する整理表
- 文書 3 9 旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に基づく対応措置の結果 平成 2 0 年 1 月
- 文書 4 0 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律
- 文書 4 1 国際平和協力等に関する特別委員会議録第四号 平成四年六月十日
- 文書 4 2 国際平和協力等に関する特別委員会議録第五号 平成四年六月十一日
- 文書 4 3 議員立法と内閣立法の相違に関する一考察
- 文書 4 4 物品の提供についての各法律の規定内容
- 文書 4 5 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画
- 文書 4 6 南スーダン国際平和協力業務実施計画
- 文書 4 7 東ティモール国際平和協力業務実施計画
- 文書 4 8 平成 2 7 年 4 月 1 7 日 「賠償請求権」と規定せず、「請求権」と

規定する理由いかん

- 文書 4 9 平成 2 7 年 4 月 2 2 日 新法案文
- 文書 5 0 平成 2 7 年 4 月 2 3 日 新法案文 その 1
- 文書 5 1 平成 2 7 年 4 月 2 3 日 新法案文 その 2
- 文書 5 2 平成 2 7 年 4 月 2 3 日 新法案文 その 3
- 文書 5 3 平成 2 7 年 4 月 2 6 日 新法案文
- 文書 5 4 平成 2 7 年 4 月 2 7 日 新法案文
- 文書 5 5 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 新法案文 その 1
- 文書 5 6 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 新法案文 その 2
- 文書 5 7 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 内閣総理大臣の具体的な所属及び国際平和

協力支援活動法の所管について

- 文書 5 8 平成 2 7 年 4 月 2 9 日 新法案文
- 文書 5 9 平成 2 7 年 4 月 3 0 日 新法案文
- 文書 6 0 新法読替表 1 1 条
- 文書 6 1 平成 2 7 年 5 月 8 日 新法案文
- 文書 6 2 新法三段表
- 文書 6 3 閣議請議書 原本
- 文書 6 4 法制局論点集 目次
- 文書 6 5 法制局論点集 細目
- 文書 6 6 法制局論点集 本体
- 文書 6 7 議事次第
- 文書 6 8 検討事項について
- 文書 6 9 議事次第
- 文書 7 0 安全保障法制整備の具体的な方向性について
- 文書 7 1 議事次第
- 文書 7 2 安保法制の検討状況
- 文書 7 3 「国会の関与については、対応措置の実施につき国会の事前承認を基本とすること」に関する立法例
- 文書 7 4 議事次第
- 文書 7 5 安保法制の検討状況（4 月 1 7 日）
- 文書 7 6 安保法制の検討状況（4 月 1 4 日）
- 文書 7 7 議事次第
- 文書 7 8 安保法制の検討状況（4 月 2 1 日）
- 文書 7 9 国会承認の在り方（案）
- 文書 8 0 「国会の関与については、対応措置の実施につき国会の事前承認を基本とすること」に関する立法例
- 文書 8 1 議事次第
- 文書 8 2 国会承認の在り方

- 文書 8 3 与党協議会で示された「具体的な方向性」を踏まえた主要な事項に関する条文化作業の状況について
- 文書 8 4 国際平和支援法（基本計画の変更と国会承認）
- 文書 8 5 切れ目のない安全保障法制の整備により，新規制定・改正される法律
- 文書 8 6 議事次第
- 文書 8 7 平和安全法制の概要
- 文書 8 8 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案要綱
- 文書 8 9 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律・理由
- 文書 9 0 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案 参照条文
- 文書 9 1 議事次第
- 文書 9 2 検討事項について
- 文書 9 3 議事次第
- 文書 9 4 安全保障法制整備の具体的な方向性について（とりまとめ案）
- 文書 9 5 議事次第
- 文書 9 6 安保法制の検討状況
- 文書 9 7 「国会の関与については，対応措置の実施につき国会の事前承認を基本とすること」に関する立法例
- 文書 9 8 議事次第
- 文書 9 9 安保法制の検討状況（4月17日）
- 文書 1 0 0 安保法制の検討状況（4月14日）
- 文書 1 0 1 議事次第
- 文書 1 0 2 安保法制の検討状況（4月21日）
- 文書 1 0 3 国会承認の在り方（案）
- 文書 1 0 4 「国会の関与については，対応措置の実施につき国会の事前承認を基本とすること」に関する立法例
- 文書 1 0 5 議事次第
- 文書 1 0 6 与党協議会で示された「具体的な方向性」を踏まえた主要な事項に関する条文化作業の状況について
- 文書 1 0 7 国際平和支援法（基本計画の変更と国会承認）
- 文書 1 0 8 切れ目のない安全保障法制の整備により，新規制定・改正される法律
- 文書 1 0 9 議事次第
- 文書 1 1 0 平和安全法制の概要
- 文書 1 1 1 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等

- に対する協力支援活動等に関する法律案要綱
- 文書 1 1 2 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等
に対する協力支援活動等に関する法律
- 文書 1 1 3 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等
に対する協力支援活動等に関する法律案 参照条文
- 文書 1 1 4 検討事項について
- 文書 1 1 5 安全保障法制整備の具体的な方向性について（とりまとめ案）
- 文書 1 1 6 安保法制の検討状況
- 文書 1 1 7 「国会の関与については、対応措置の実施につき国会の事前承認
を基本とすること」に関する立法例
- 文書 1 1 8 安保法制の検討状況（4月17日）
- 文書 1 1 9 安保法制の検討状況（4月14日）
- 文書 1 2 0 安保法制の検討状況（4月21日）
- 文書 1 2 1 国会承認の在り方について（案）
- 文書 1 2 2 「国会の関与については、対応措置の実施につき国会の事前承認
を基本とすること」に関する立法例
- 文書 1 2 3 与党協議会で示された「具体的な方向性」を踏まえた主要な事項
に関する条文化作業の状況について
- 文書 1 2 4 国際平和支援法（基本計画の変更と国会承認）
- 文書 1 2 5 切れ目のない安全保障法制の整備により、新規制定・改正される
法律
- 文書 1 2 6 与党協議会で示された「具体的な方向性」を踏まえた主要な事項
に関する条文化作業の状況について
- 文書 1 2 7 与党協議会で示された「具体的な方向性」を踏まえた主要な事項
に関する条文化作業の状況について
- 文書 1 2 8 平和安全法制の概要
- 文書 1 2 9 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等
に対する協力支援活動等に関する法律案要綱
- 文書 1 3 0 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等
に対する協力支援活動等に関する法律
- 文書 1 3 1 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等
に対する協力支援活動等に関する法律案 参照条文
- 文書 1 3 2 安全保障法制の整備に関する全体像
- 文書 1 3 3 イラク戦争（2003年）における多国籍軍の活動に関する国際
平和支援法の当てはめ
- 文書 1 3 4 イラク戦争（2003年）における多国籍軍の活動に関する国際
平和支援法の当てはめ
- 文書 1 3 5 「一括改正法律案（題名検討中）」及び「国際平和共同対処事態

に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」について（協議）

- 文書 1 3 6 【様式 1】国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に対する質問事項（〇〇省）
- 文書 1 3 7 【様式 2】国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に対する意見（〇〇省）
- 文書 1 3 8 概要資料
- 文書 1 3 9 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案 要綱
- 文書 1 4 0 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律 案文・理由
- 文書 1 4 1 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案 参照条文
- 文書 1 4 2 質問及び回答【様式 1】国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に対する質問事項（統合）
- 文書 1 4 3 決裁文書（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案について）
- 文書 1 4 4 別添 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律 案文・理由
- 文書 1 4 5 別添 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案要綱
- 文書 1 4 6 別添 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案 参照条文
- 文書 1 4 7 閣議案件登録（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案について）
- 文書 1 4 8 平和安全法制の整備等について 平成 2 7 年 5 月 1 4 日（木）臨時閣議 内閣総理大臣発言要旨
- 文書 1 4 9 平和安全法制の整備等について 平成 2 7 年 5 月 1 4 日（木）臨時閣議 防衛大臣発言要旨
- 文書 1 5 0 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案説明要旨（内閣法制局長官発言要旨）
- 文書 1 5 1 件名要旨調べ（次期通常国会提出予定法案）（法案名未定）
- 文書 1 5 2 説明資料（国の存立を全うし国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備関連法律案（仮称））

- 文書153 件名要旨調べ（189回 通常国会提出予定法案）（法案名確定）
- 文書154 通常国会提出予定法案（追加）件名要旨
- 文書155 通常国会提出予定法案（追加）追加理由
- 文書156 通常国会提出予定法案（追加）概要及び必要性
- 文書157 決裁文書（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案の趣旨説明について）
- 文書158 決裁文書（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案の提案理由説明について）
- 文書159 大臣勉強会用想定集（目次）（未定稿）
- 文書160 大臣勉強会用想定集（国際平和支援法）（未定稿）
- 文書161 我が国の平和・安全，国際社会の平和・安定のために活動する他国軍隊への支援活動 平成27年3月 国家安全保障局，防衛省
- 文書162 御説明資料 平成27年3月 国家安全保障局，防衛省
- 文書163 安全保障法制整備の具体的な方向性について（平成27年3月20日安全保障法制整備に関する与党協議会）別紙（抜粋）
- 文書164 「安全保障法制整備の具体的な方向性について」（平成27年3月20日 安全保障法制整備に関する与党協議会で示された今後改正等を検討すべき主要法律及びその内容）平成27年3月 内閣官房国家安全保障局
- 文書165 「一体化」の回避
- 文書166 「安全保障法制整備の具体的な方向性について」（3月20日）に関するQ&A 平成27年4月1日
- 文書167 「安全保障法制整備の具体的な方向性について」（平成27年3月20日 安全保障法制整備に関する与党協議会で示された今後改正等を検討すべき主要法律及びその内容）平成27年4月 内閣官房国家安全保障局
- 文書168 切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について 平成27年4月 内閣官房，内閣府，外務省，防衛省
- 文書169 安全保障法制の整備について
- 文書170 「安全保障法制整備の具体的な方向性について」（3月20日）に関するQ&A 平成27年3月27日 自由民主党安全保障法制整備推進本部
- 文書171 新規制定・改正される法律の英文表記について 平成27年4月 国家安全保障局
- 文書172 切れ目のない「平和安全法制」に関するQ&A 平成27年5月

15日 自由民主党安全保障法制整備推進本部

文書173 平成27年5月14日安倍内閣総理大臣記者会見

文書174 今回の法整備で可能となる事項，引き続き実施不可能な事項（主要なもののみ）

文書175 平和安全法制に関連する主要な用語

文書176 平和安全法制の整備について 平成27年6月

文書177 我が国の平和・安全，国際社会の平和・安定のために活動する他国軍隊への支援活動

文書178 我が国の平和・安全，国際社会の平和・安定のために活動する他国軍隊への支援活動

文書179 我が国の平和・安全，国際社会の平和・安定のために活動する他国軍隊への支援活動

文書180 御説明資料

文書181 我が国の平和・安全，国際社会の平和・安定のために活動する他国軍隊への支援活動

文書182 我が国の平和・安全，国際社会の平和・安定のために活動する他国軍隊への支援活動

文書183 検討事項について

文書184 我が国の平和・安全，国際社会の平和・安定のために活動する他国軍隊への支援活動

文書185 我が国の平和・安全，国際社会の平和・安定のために活動する他国軍隊への支援活動

文書186 検討事項について

文書187 検討事項について

文書188 関連主要国会答弁等

文書189 検討事項について

文書190 安全保障法制整備の具体的な方向性について（とりまとめ案）

文書191 切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について

文書192 （参考資料集）切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について

文書193 我が国の平和・安全，国際社会の平和・安定のために活動する他国軍隊への支援活動

文書194 安全保障法制整備の具体的な方向性について

文書195 切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について

文書196 （参考資料集）切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について

文書197 「安全保障法制整備の具体的な方向性について」（平成27年3月20日安全保障法制整備に関する与党協議会で示された今後改正

等を検討すべき主要法律及びその内容)

- 文書198 安全保障法制整備の具体的な方向性について
文書199 切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について
文書200 切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について
文書201 安保法制の検討状況
文書202 安保法制の検討状況
文書203 安全保障法制整備の具体的な方向性について
文書204 切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について
文書205 (参考資料集) 切れ目のない安全保障法制整備の検討状況について
て
文書206 安全保障法制の全体像
文書207 切れ目のない安全保障法制の整備により新規制定・改正される法律
文書208 安保法制の検討状況 4月14日
文書209 安保法制の検討状況 4月17日
文書210 安保法制の検討状況 4月21日
文書211 与党協議会で示された「具体的な方向性」を踏まえた主要な事項
に関する条文化作業の状況について
文書212 国会承認の在り方について
文書213 「安全保障法制整備の具体的な方向性について」(3月20日)
に関するQ & A
文書214 安全保障法制の整備について
文書215 安保法制の検討状況
文書216 (大臣用) 23.03.03 衆・予算委 長島昭久君 問11
文書217 (大臣用) 27.03.12 衆・予算委 大串博志君 問12
文書218 (総理用) 23.03.20 参・予算委 福島みずほ君 想定
問1
文書219 (大臣用) 27.03.20 参・予算委 福島みずほ君 想定
問10
文書220 (大臣用) 27.03.24 衆・安保委 大串博志君 問13
文書221 (大臣用) 27.03.24 参・外防委 小西洋之君 問11
文書222 (大臣用) 27.03.26 衆・安保委 柿沢未途君 問3
(1)
文書223 (大臣用) 27.03.26 衆・安保委 柿沢未途君 問3
(2)
文書224 (政府参考人用) 27.03.26 参・外防委 荒木清寛君
問4(1)
文書225 (政府参考人用) 27.03.26 参・外防委 荒木清寛君

- 問4(2)
- 文書226 (政府参考人用) 27.03.26 参・外防委 荒木清寛君
問4(3)
- 文書227 (大臣用) 27.03.30 参・予算委 福島みずほ君 想定
問6
- 文書228 (副大臣用) 27.03.31 衆・予算委 大串博志君 問1
6
- 文書229 (大臣用) 27.04.02 参・外防委 小西洋之君 想定問
11
- 文書230 (大臣用) 27.04.07 参・外防委 小西洋之君 想定問
13
- 文書231 (総理用) 27.04.09 参・予算委 福島みずほ君 想定
問1
- 文書232 (外大臣用) 27.04.17 衆・外務委 青柳陽一郎君 問
10
- 文書233 (政府参考人用) 27.04.17 衆・外務委 青柳陽一郎君
問
- 文書234 (大臣用) 27.04.20 参・決算委 小西洋之君 想定問
12
- 文書235 (大臣用) 27.05.12 参・外防委 佐藤正久君 問14
- 文書236 (政府参考人用) 27.05.12 参・外防委 佐藤正久君
問15
- 文書237 (大臣用) 27.05.12 参・外防委 佐藤正久君 問26
- 文書238 (政府参考人用) 27.05.12 参・外防委 佐藤正久君
問33
- 文書239 (政府参考人用) 27.05.12 参・外防委 佐藤正久君
問34

別紙 2

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1 3 5	1 枚目ないし 3 枚 目のそれぞれ一部	職員の直通電話番号，内線電話番号及びメールアドレスであり，これを公にすることにより，いたずらや業務妨害等を目的とした電話，通信等を容易ならしめ，行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 6 号に該当するため不開示とした。
2	文書 1 4 2	1 枚目ないし 4 枚 目のそれぞれ一部	職員の直通電話番号及びメールアドレスであり，これを公にすることにより，いたずらや業務妨害等を目的とした電話，通信等を容易ならしめ，行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 6 号に該当するため不開示とした。
3	文書 1 4 7	1 枚目の一部	職員の直通電話番号，内線電話番号，FAX 番号及びメールアドレスであり，これを公にすることにより，いたずらや業務妨害等を目的とした電話，通信等を容易ならしめ，行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 6 号に該当するため不開示とした。
4	文書 1 5 7 及び文 書 1 5 8	1 枚目の一部	職員の内線電話番号であり，これを公にすることにより，いたずらや業務妨害等を目的とした電話，通信等を容易ならしめ，行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 6 号に該当するため不開示とした。

5	文書 2 1 8 及び文 書 2 3 1	1 枚目の一部	<p>職員の電話番号に関する情報であり、これを公にすることにより、緊急用及び部内外との連絡用の連絡先が明らかとなり、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部内外との連絡に支障を来すほか、職員のメールアドレスについては、公にすることにより、部外者により虚偽又は大量の情報が送信されるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号に該当するため不開示とした。</p>
---	----------------------------	---------	---